

平成26年第1回葛城市議会定例会会議録（第1日目）

1. 開会及び散会 平成26年3月7日 午前10時00分 開会  
午後 2時38分 散会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員15名

|             |             |
|-------------|-------------|
| 1番 吉 武 昭 博  | 2番 内 野 悦 子  |
| 3番 川 村 優 子  | 4番 西 川 朗    |
| 5番 増 田 順 弘  | 6番 岡 本 吉 司  |
| 7番 朝 岡 佐一郎  | 8番 西 井 覚    |
| 9番 藤井本 浩    | 10番 吉 村 優 子 |
| 11番 阿 古 和 彦 | 12番 赤 井 佐太郎 |
| 13番 下 村 正 樹 | 14番 西 川 弥三郎 |
| 15番 白 石 栄 一 |             |

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|               |         |             |         |
|---------------|---------|-------------|---------|
| 市 長           | 山 下 和 弥 | 副 市 長       | 杉 岡 富美雄 |
| 教 育 長         | 大 西 正 親 | 総 務 部 長     | 山 本 眞 義 |
| 総 務 部 理 事     | 菊 江 博 友 | 企 画 部 長     | 吉 村 孝 博 |
| 市民生活部長        | 生 野 吉 秀 | 都 市 整 備 部 長 | 矢 間 孝 司 |
| 都 市 整 備 部 理 事 | 中 裕 晃   | 産 業 観 光 部 長 | 河 合 良 則 |
| 保 健 福 祉 部 長   | 山 岡 加代子 | 教 育 部 長     | 田 中 茂 博 |
| 上 下 水 道 部 長   | 吉 川 正 隆 | 消 防 長       | 岩 井 利 光 |
| 会 計 管 理 者     | 邨 田 康 司 |             |         |

5. 職務のため出席した者の職氏名

|         |       |     |         |
|---------|-------|-----|---------|
| 事 務 局 長 | 寺 田 馨 | 書 記 | 西 川 雅 大 |
| 書 記     | 山 岡 晋 | 書 記 | 谷 口 亜 耶 |

6. 会議録署名議員 5番 増 田 順 弘 9番 藤井本 浩

7. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定について

- 日程第3 施政方針について
- 日程第4 報第1号 葛城市土地開発公社の経営状況の報告について
- 日程第5 議第1号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについて
- 日程第6 議第2号 葛城市税条例の一部を改正することについて
- 日程第7 議第3号 葛城市社会教育委員に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第8 議第4号 葛城市福祉総合ステーション条例の一部を改正することについて
- 日程第9 議第5号 葛城市水道事業の剰余金の処分等に関する法令の一部を改正することについて
- 日程第10 議第6号 平成25年度葛城市一般会計補正予算（第4号）の議決について
- 日程第11 議第7号 平成25年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の議決について
- 日程第12 議第8号 平成25年度葛城市下水道事業特別会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第13 議第9号 平成25年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第3号）の議決について
- 日程第14 議第10号 平成25年度葛城市霊苑事業特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第15 議第11号 平成25年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第16 議第12号 平成26年度葛城市一般会計予算の議決について
- 日程第17 議第13号 平成26年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決について
- 日程第18 議第14号 平成26年度葛城市介護保険特別会計予算の議決について
- 日程第19 議第15号 平成26年度葛城市下水道事業特別会計予算の議決について
- 日程第20 議第16号 平成26年度葛城市学校給食特別会計予算の議決について
- 日程第21 議第17号 平成26年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計予算の議決について
- 日程第22 議第18号 平成26年度葛城市霊苑事業特別会計予算の議決について
- 日程第23 議第19号 平成26年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決について
- 日程第24 議第20号 平成26年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決について
- 日程第25 議第21号 平成26年度葛城市水道事業会計予算の議決について

開 会 午前10時00分

**西川議長** ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、平成26年第1回葛城市議会議定例会を開会いたします。

本日、議場において行われます市長の平成26年度施政方針演説につきましては、録画撮影を行いますので、ご承知おきください。

本日、平成26年第1回定例会が招集されましたところ、議員各位には、何かとご多用の中ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本定例会には、平成26年度予算を初め、多くの重要議案が提出されるわけですが、どうか皆様の格段のご協力によりまして、議会運営が円滑に進行できますよう、お願いを申し上げます。

ここで、報告事項を申し上げます。本定例会に提出する議案につき、市長から送付がありました。提出議案は、議事日程記載の日程第4から日程第25までの22議案であります。なお、議事の進行上、議案の朗読は省略いたします。

次に、監査委員から定期監査並びに例月出納検査結果について報告がありました。お手元に配付いたしておりますので、ご清覧賜りますようお願い申し上げます。

次に、委員会視察に係る委員派遣についてご報告を申し上げます。

去る2月7日に、議会改革特別委員会で天理市役所を訪問し、天理市議会が平成21年9月より施行されている天理市議会基本条例の制定に至るまでのプロセスや検討内容、基本条例制定後の議会改革の取り組み等について視察研修されました。

また、2月18日は、総務建設常任委員会協議会で寺口ふれあい集会所におきまして、葛城市が受託した総務省委託事業、ICT街づくり推進事業を視察されましたので、ご報告いたします。

次に、閉会中に開会されました委員会の審査状況について、議会改革特別委員長より報告を願います。

8番、西井覚君。

**西井議会改革特別委員長** おはようございます。議長のお許しを得ましたので、閉会中に開催いたしました議会改革特別委員会の審査状況について報告を申し上げます。

委員会は平成26年1月30日に開催し、議会改革について審査をいたしております。今回の委員会では、12月定例会で委員構成が変更となったことから、これまでの委員会において協議した事項、また、決定事項についての確認と、新たな委員になられた方からの意見を伺いました。その結果、議会基本条例制定に向けて、これまでに委員各位から出されたこれから審議すべき事項についての優先順位や、部会制をとること、また、先進地への視察を含めた勉強会などの開催については、正副委員長に一任いただき、委員会を進めていくことと決定いたしました。そして、先進地域視察については、県内で最初に議会基本条例を制定された天理市議会への視察を行うことを決定し、先ほど議長からもありましたように、2月7日に視察研修を実施いたしました。

以上で、議会改革特別委員会の閉会中に開催いたしました審査状況について報告といたし

ます。

**西川議長** 閉会中に開催された委員会の審査状況については、以上であります。

最後に、今回提出されました意見書案等につきましては、既に配付いたしております8件でございます。それぞれ、所管において取り扱いについてご協議いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

以上で報告を終わります。

ここで、山下市長から招集者としてのご挨拶を願うことにいたします。

市長。

**山下市長** 皆さん、おはようございます。開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、平成26年第1回葛城市議会定例会の招集をお願いいたしましたところ、議員の各位におかれましては、公私ご多忙の中にもかかわりませずご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。また、平素から市政運営に関しまして、格別なるご協力をいただいておりますことに厚く御礼を申し上げる次第でございます。

さて、本定例会におきましては、報告案件が1件、条例の制定及び改正、また平成26年度一般会計予算及び特別会計予算など21議案の、合わせて22件につきましてご審議をお願いするものでございます。それぞれ提案時におきまして、その都度内容説明を申し上げますので、よろしくご審議をいただきまして、適切なるご決定を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、平成26年度は、合併から10年目となる節目の年を迎えるわけでございますが、新年度の予算編成に当たり、更なる本市の発展と住みよいまちづくりのために、なお一層の努力を目指す決意でございます。なお、平成26年度の施政方針におきまして、これまでの私の考えを申し上げたいと考えておりますので、何とぞよろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げ、甚だ簡単でございますが、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

**西川議長** これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、5番、増田順弘君、9番、藤井本浩君を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期、議事日程、審議方法について、議会運営委員会で協議願っておりますので、運営委員長より報告を願います。

12番、赤井佐太郎君。

**赤井議会運営委員長** おはようございます。平成26年第1回葛城市議会定例会の開会に当たり、去る2月26日及び本日午前9時より、議会運営委員会を開催し、諸事項について慎重に協議いたしておりますので、その結果についてご報告いたします。

初めに、議事日程及び審議方法についてでございます。

まず、日程第3において、市長から平成26年度施政方針がございます。

次に、日程第4、報第1号につきましては、報告案件でございます。上程し、その内容説

明を受けた後、法の規定により質疑のみを行います。

次に、日程第5、議第1号から日程第9、議第5号までの条例の制定及び一部改正5議案につきましては、一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑まで行い、それぞれ所管の常任委員会へ付託し、審査願います。なお、総務建設常任委員会には議第1号及び議第2号の2議案を、厚生文教常任委員会には議第3号、議第4号及び議第5号の3議案をそれぞれ付託し、審査願います。

次に、日程第10、議第6号から、日程第15、議第11号までの平成25年度会計補正予算議案、6議案につきましては、一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑まで行い、各常任委員会に付託し、審査願います。総務建設常任委員会には、議第6号の関係部分を、厚生文教常任委員会には議第6号の関係部分、議第7号、議第8号、議第9号、議第10号及び議第11号の6議案をそれぞれ付託し、審査願います。

次に、日程第16、議第12号から日程第25、議第21号までの新年度予算10議案につきましては、一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑まで行い、予算特別委員会を設置し、審査を付託いたします。なお、委員会の定数は8名とし、委員は各常任委員会より4名ずつ選出願います。

以上で1日目は散会いたします。

なお、今回提出されております議員提出議案につきましては、定例会最終日に議案を配付し、付託議案の審査終了後、上程し、その内容説明を受けた後、質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

続いて、会議日程及び会期についてはお手元に配付のとおりでございます。会期は、本日3月7日から25日までの19日間とし、11日午前10時より本会議、一般質問を行います。12日午前10時より本会議、引き続き一般質問を行います。また、本会議終了後、2階、203会議室におきまして議会全員協議会が開催されますので、よろしくお願いたします。13日午前9時30分より総務建設常任委員会、14日午前9時30分より厚生文教常任委員会を開催願います。17日、18日、19日、20日は予算特別委員会を開催し、付託議案の審査をお願いいたします。なお、17日及び20日は午前9時30分より、18日及び19日は午後1時より予算特別委員会を開催願います。24日は予備日とし、25日午前10時より本会議を開催いたします。まず会期中に行われました各常任委員会における調査事項についての審査状況を、それぞれ委員長より報告願います。その後、各委員会に付託されました議案につきましては、委員長より審査結果について報告願います。質疑、討論の後、採決をお願いいたします。そして、先ほど申し上げました議員提出議案の審議を行い、全ての議案採決終了後、奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙を行います。

会議日程及び会期については以上でございます。

次に、意見書案等についてはお手元に配付のとおり、8件の提出がございます。それぞれの所管においてご協議をお願いいたします。

最後に、一般質問についてでございます。質問回数につきましては、一括質疑方式を選択された場合は2回まで、3回目は発言のみとなります。一問一答方式を選択された場合は回

数に制限はございません。また、制限時間につきましては、質疑、答弁を含め1人60分以内といたします。

以上、報告といたします。皆様方のご理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

**西川議長** ただいまの運営委員長からの報告のとおり、本定例会の会期は本日7日から25日までの19日間とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西川議長** ご異議なしと認めます。よって、会期は本日7日から25日までの19日間とすることに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。

議案審議につきましても、ただいまの運営委員長からの報告のとおり行うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西川議長** ご異議なしと認めます。よって、運営委員長の報告のとおり議案審議を行うことにいたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

日程第3、施政方針について。

市長より平成26年度の施政方針を受けます。

市長。

**山下市長** 本日、平成26年第1回葛城市議会定例会の開会に当たりまして、議員各位のご健勝を心からお喜び申し上げますとともに、平素から市政の推進にご尽力いただいておりますことに対し、衷心より感謝申し上げます。

諸議案のご審議をお願いするに先立ちまして、平成26年度当初予算案はもとより、葛城市の抱えている課題や目指すべき方向性について、私の所信を申し述べ、改めまして議員の皆様、並びに市民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

まず、本市の状況ですが、平成16年10月1日に旧新庄町と旧當麻町が合併をし、人口約3万5,500人の市としてスタートをいたしました。10年近くたった現在の人口は約3万6,800人と、急激な増加はないものの、着実に人口はふえております。皆様ご承知のように、面積は33.73平方キロメートルでございますが、その3分の1近くを緑豊かな山で覆われておりますので、決して可住地面積が広いわけではありません。しかし、JR和歌山線の駅が1つと、近鉄南大阪線の駅が6つもあり、大阪市内からのアクセスは電車でも自動車でも約30分から40分と、非常に利便性の高い地域でもあります。その上、関西国際空港からは自動車でも50分から1時間程度でアクセスできるという有利な条件も兼ね備えております。

さて、ここで私が皆様と一緒に考えたいのは、まちの発展とは何であるかということでございます。まちの発展とは、人口がふえること、便利になること、子育てがしやすくなること、福祉が充実していくこと、市民の幸福度が高くなることなど、さまざまな視点で、さまざまな答えがあるようです。もとより、市民の皆様のニーズにお応えしていただくことが行政の大きな役割ですから、できるだけ多くの事業をと考えておりますが、限られた財源の中で、最

良の選択をしていかなければならないという制約もございます。

そこで、まず、さまざまなサービスのもととなる税収をいかに確保するかということから考察いたします。税収の確保の方法には、税収をふやす努力をするという方法と、節約や無駄をなくして葛城市に残る税金を多くするという方法の、大まかには二通りの方法があります。

1つ目の、税収をふやす努力ですが、これには、税金の収納率を上げる、稼働人口の増加、企業誘致、農商工振興、これに加えて観光業の育成・振興という要素があります。本市の場合、税金の収納率は、平成24年度分として98.6%で、県内の他の地方公共団体に比べても遜色のない収納率です。そこに前年度までの滞納繰り越し分を加えると、93.2%となり、県内の平均を上回っている状況でございます。税の公平性を保つために、滞納者に対しましては、やむを得ず差し押さえを初めとした厳正な対応をしておりますが、一方では、突然の収入減など不測の事態に陥られた方々に対しましては、個別に詳しく状況をお伺いするなど、極力生活を圧迫することのないように対応いたしております。

次の、稼働人口の増加でございますが、これを推進しよういたしますと、道路を初め、インフラの整備や、子育てや福祉の充実といったサービスの充実を図らねばならず、更に費用がかかります。企業誘致はトップである市長みずからが率先して誘致に取り組んでいかなければならないと考えております。幸いにして、用地のみを先行取得されていた企業がいよいよ工場建設を決断され、着工されると聞き及んでおります。この勢いに乗り、引き続き他の誘致が図れるように、努力してまいります。

農商工振興は、市内でこれに携わる方々のニーズを捉え、行政としてどのようなお手伝いができるのかをともに考え、一定の方向性を見出したときに、事業を起こし、更にそれを推進していく必要があると考えます。まさに、今取り組んでいる道の駅などが、この過程の中で考えられる振興策の1つであります。

そして、観光業の育成・振興でございますが、年始早々からJR東海の商業に當麻寺を取り上げていただき、現在も各種メディアや東京駅を初めとした施設などで、大々的なキャンペーンが行われております。本市には、この當麻寺を初めとしたたくさんの観光資源が散在しておりますが、市内で観光業を生業としておられる事業者はそれほど多くありません。これでは、せっかく先輩方が大事に残してくださった資源を有効に活用できていないのではないかと思います、これまでさまざまな手だてを講じてまいりました。それは、竹内街道1400年を初めとした一連の施策であります。今後はより戦略的に推進を図っていかねばならないと考えております。ここに挙げました施策につきましては、後ほど詳しく述べさせていただきます。

2つ目の、節約や無駄をなくして葛城市に残る税金を多くする方法ですが、その一例が行財政改革ということ。本市もこれまでさまざまな行財政改革を進めてまいりました。合併以降、集中改革プランに取り組み、人員の削減を図ってきたのもその一環ですが、確かに人件費を初めとして、福利厚生費などの削減は図れましたが、本市の財産である人材を削減し続けてきた弊害も、各部署で顕在化してきております。特に、合併特例債を活用した事業

を進めるに当たっては、人材の不足が否めない状況にあります。人員の適正化につきましては、再任用制度を新年度から適用し、一方、国の方では、定年の延長が図られようとしておりますので、その先行きを見定めながら、適宜取り組んでまいります。

ほかにも私に取り組んでまいりました行財政改革を挙げさせていただきますと、庁舎の維持管理等の契約の条例改正によって複数年契約にしたこと。それとエレベーターなどの管理を、今まで各課で契約していたものをカテゴリーごとにまとめることで、入札の結果、一定の削減効果を得ることができました。これもまた試行の途中でございますので、研究を重ねて更なる削減に取り組んでまいります。

さらに、大きな発想の転換により、自治体クラウドを他市町と共同で導入したことが挙げられます。住民基本台帳初め、行政では市民の皆様に関するさまざまなデータをコンピュータで管理しております。そのデータ処理を行うシステムは、同じ基幹業務システムの中でも各法令に基づき、業務ごとに異なります。本市においても、住民基本台帳は市民窓口課、そしてこの住民基本台帳をもとに、市税は税務課、国民健康保険は保険課というように、事務に必要なデータやシステムをそれぞれの部署で管理している状況です。

また、さらに、市民窓口課の戸籍台帳などは、法令によって、先に述べたものとは全く別のシステムで運用しておりまして、それぞれにサーバーなどの機器を必要としております。その上、法令等の改正の都度、システムの改修が必要になってまいります。このシステムの維持管理に加えて、システム改修に関する、要する費用がこれまでは目に見えない経費として財政を圧迫してまいりました。

例えば、システムの改修に当たり、5,000万円の経費がかかったとした場合、国との補助事業に該当したとしても、多くても1割の500万円程度しか交付されません。さらに、残りの4,500万円は起債もできず、全て一般財源を投入しなければならない。このように特定財源を望めない事業につきましては、一般財源、すなわち市民の皆様からの税金や交付税からの支出となります。しかし、この一般財源からの支出がふえればふえるほど、他の事業への支出が制限され、財政の硬直化につながるおそれが出てきます。そうならないためには、いかにして一般財源の支出を抑えるかが、財政を預かる者としての課題となります。

そこで、このような弊害を少しでも解消しようと、このたび自治体クラウドを初め、他の地方公共団体とのシステムの共同管理という概念を、私の提案で進めさせていただきました。それは、市町村の枠を超えることにより、これも先ほどエレベーターの例と同様、ボリュームアップすることができますので、入札の効果により大幅にコストダウンができたのだと考えております。

現在では、住民基本台帳を初め、図書の管理システム、水道会計システム、人事給与システムなど、さまざまなシステムを本市の呼びかけによって共同化することができました。平成26年の末には、戸籍システムも共同化する方針で、これらの導入によって本市では10年間で約8億円もの財政支出が削減できる予定であります。

次に、本市が保有する130余りの施設の維持管理の費用をどう抑えていくかという大きな問題がございます。簡単に考えれば、旧両町で保有していた同一目的の施設を1つにすれば



よいということになります。例えば、庁舎を1つにするとか、図書館を1つにする、文化会館を1つにするというようなことにすれば、維持管理にかかる経費が半分で済むということになります。しかし、そう単純にいくものではありませんし、ましてや住民サービスを低下させることなく、これを実行しようとするると至難のわざであります。しかし、これらの課題を放置することは絶対に避けねばなりません。そのためには、いかにこの矛盾をクリアしていくかが命題となってまいります。

そこで、施設の維持管理に係る経費を低減させながら、またそれとあわせて年々老朽化していく施設の建替えも含めたマネジメントのあり方を検討していくために、ファシリティマネジメント検討委員会を平成25年度に立ち上げ、今後3年間にわたって検討することといたしました。

ここまで述べさせていただきましたように、税収をふやす、節約をすると申しましても、一朝一夕にその努力が成果としてあらわれるものではありません。しかし、全ての事業は、税収を基本とした市の歳入によって賄われております。

それでは、次に、歳入の中に占める税収について考えてまいりたいと存じます。

本市の予算規模は、近年は新市建設計画の推進等で、多少大きくなってまいりますが、合併以降、一般会計では130億円前後で推移してまいりました。では、この130億円の歳出を全て市民税や固定資産税などの市税の収入だけで賄えているのかといえば、そうではありません。市民の皆様からお預かりする市税は、おおむね40億円余りですので、これだけでは、到底歳出の全てを賄うことはできません。さらに、国から交付される地方交付税約40億円足らずをこれに加えましても、本市の場合は80億円程度となりますが、予算額の130億円には遠く及びません。それでは、どのようにして予算を編成しているのかと申しますと、国から便宜上市の借入金として計上し、後年度に100%が交付税に算入されることとなる臨時財政対策債の発行や、本市の貯金である基金から繰り入れを行うことにより、充当することになります。

さて、この基金であります。合併直後の平成16年度末では、その残高が36億円であったものが、平成20年度末には18億円台にまでなっておりました。私が市長になった平成21年度から平成24年度までの4年間で、国の施策などをうまく活用できたこともあり、42億円まで積み立てることができました。実際の予算編成の段階では、道路建設や新市建設計画の推進を図るための事業費も必要となってまいりますので、それをどのように捻出するのかと申しますと、事業ごとに国や県からの補助金や交付金を充当し、その不足する分に対しまして、起債、最終的には起債がかなわないものに対しましては、市の単独の財源、つまり税金や交付税などの一般財源を充てることとなるわけでございます。

皆様の中には、資金の借入れなどを行わずに、市民の税金を使えばいいではないか、もしくは事業そのものをやめてしまえばよいではないかといった疑問を抱かれる方もおられるかと存じます。しかし、先ほどご説明申し上げましたように、市税や地方交付税の収入だけでは、本市に限らず、多くの地方公共団体でも到底その財政を賄うことができませんし、市民が必要とする事業を推進することも事欠くおそれが生じてまいります。そこで、このよう

な事態を避けるため、市民の皆様にとって有益な事業を見きわめた上で、できるだけ国や県の補助金や交付金等を有効に活用しながら、起債を行い事業を推進することが、現在の地方財政制度のあり方なのです。

しかし、こんなことを続けていけば、葛城市は借金だらけになってしまう。子どもたちにツケを残してしまう。財政再建団体になってしまうなどといった声を耳にすることがありますが、私は市の財政状況を見定めながら、議会の承認もいただいた上で、地方財政制度の原則に従い、計画的に事業を推進しているわけでございます。先ほどの基金のところでご説明申し上げましたように、本市の基金残高は大きく増加しております。その上に、財政の健全化を示す指標も全て県内トップレベルで推移しており、大変望ましい状況であると自負をいたしております。

さて、地方公共団体におきましては、法令等により基礎自治体の財政規模の大小にかかわらず、学校の耐震化などの大規模な事業ができるよう、補助金や交付金制度等が整備され、それでもなお不足する分を、一定のルールによって起債で充当できるようになっております。なおかつ起債の種類によっては、借り入れをした一部分が後年度地方交付税に算入されるものまで存在します。この起債のうちで本市が有効に活用しているのが、合併特例債と言われるもので、借り入れをした額の70%も地方交付税に算入されるのです。このような借入金は民間には存在いたしません。

もう一つ、地方公共団体における借入金の考え方として特徴的なものは、多世代間において将来にわたり借入金を返済していくということです。これはどういうことかと申しますと、道路やクリーンセンターなどの大規模な施設の建設事業費は膨大な額になります。これらの建設に当たりましては、補助金や交付金などを除く分に対しては、一部、市の単独予算を充てますが、ほとんどを起債で賄います。すなわち借入金ですが、道路やクリーンセンターは現時点において本市に在住されている市民の皆様だけで使用するものなのかといえば、そうではありません。5年後、10年後、20年後、場合によっては30年後の市民である方々が使用することになるのです。このような考えに立ちますと、これらの建設に当たって、将来にツケを残さないために、現在、在住されている市民の皆様だけでこれら膨大な建設費を短期間に無理をして負担することが最善であるとも言いきれないのではないのでしょうか。それは、地方公共団体において、建設資金などを借り入れることによって社会資本が整備されたとしても、そこから受ける恩恵は将来数世代にわたるものであり、将来市民の方々がその受益者としての負担をひとしく分かち合っていくという考え方によるからでございます。

このようなことを踏まえて、本市の起債残高を見てみますと、平成24年度末の一般会計分の地方債現在高は約119億円になっておりますが、このうち臨時財政対策債など後年度100%地方交付税に算入されるものが約67億円、差し引きますと、52億円になります。ここから更に合併特例債に係る70%分を金額であらわすと、約20億円が後年度で地方交付税に算入されることとなり、その他通常の起債で交付税算入される分を除きますと、約20億円余りが一般財源を投じて返済していく額になるわけでございます。

さて、ここまで本市の財政の基礎となる大前提について述べてまいりましたが、次は、本

市が抱える課題について考えてまいります。

現在、本市の人口は若干であります。増加傾向にあります。しかし、高齢化率は平成16年度の合併時には17.9%であったものが、平成24年度末では23.7%と、着実に増加傾向にあります。平成24年度末の全国平均の24.7%と比較いたしますと、多少は低いものの、全人口の4分の1近くを65歳以上の方で占めているという状況には変わりありません。それに伴い、年を追うごとに高齢者に要する医療費なども比例して増加し、介護保険特別会計や国民健康保険特別会計への一般会計からの繰出金が増加し、後期高齢者医療保険特別会計への支援金も増加しております。そこで、この問題に対処するために、国におきましては、平成26年4月から消費税率を5%から8%に、また、経済状況等を総合的に勘案した上で、先々10%に改定される予定となっております。

以上のように、我が国におきましては急激な少子高齢化社会を迎えようとしている中、その解決を図るため、消費税の増税や、また判定区分程度が軽度の介護を要する方々への対応については、国から基礎自治体に権限を委譲することとされましたが、最前線で行政を預かる者としては、心もとないのは言うまでもございません。年々増大する扶助費と財源の伴わない権限の委譲、それだけではなく、本市の場合は10年前の合併時に、「サービスは高く、負担は低く」というスローガンを立てて、使用料や国民健康保険税などを低く据え置いてきた結果、下水道会計へは毎年10億円もの繰り出しを行い、また、国民健康保険特別会計へは、毎年1億円程度の法定外の繰り出しを行っているにもかかわらず、今後更なる資金不足が懸念されるなど大きな課題を抱えております。

私はすぐにでもこの繰り出しをやめて、それぞれの料金に転嫁すべきであると考えているのではなく、このような課題も含めて真剣に考えていかなければならない時期に来ているのだということをお示しをしているのです。これらの諸問題を抱えながら、根本的な解決策を見出せずにいるのは事実ですが、日々これらの問題、特に扶助費の増大に対する問題の解決を考えているときに、大きなヒントになる書物に出会いました。それは、お茶の水女子大学名誉教授の外山滋比古氏があらわされた『自分の頭で考える』という著書で、その中には井戸端会議の効用なるものが次のように記述されておりました。昔は、隣近所のお母さんたちが井戸端に集まって、ひとりで思い悩むことなく、情報の交換や、思っていることを存分に吐き出して、ストレス発散等をしながら楽しんでた。それに、おしゃべりで頭の体操をしていた。いわば、社会教育の場であった。殊に高齢者にはこういったおしゃべりの場を持つことが健康のためにも大変よいことだった。それが、今の日本にはないというような趣旨でした。

なるほど、今の葛城市にも、日常的に好きな時間に集まって情報交換などができるような場所がないことに気がつきました。昔は、向こう三軒両隣、お互いに助け合ってきた緩やかなコミュニティが存在しておりましたが、今では新興住宅地はもとより、いわゆる旧村と言われる地域においても、個人のプライバシーを尊重する余り、緩やかな連帯感、コミュニティが失われているのではないかと。またそのことにより、ちょっとした地域でできるような作業も行政が出勤することになり、その少しずつの積み重ねの結果、経費がかさむようになっ

てきているのではないか。昔は存在した地域の中でのお互いさまという概念が失われつつあり、お年寄りの居場所がなくなり、生きがいを見出せない方々は、自宅から出にくくなっているのではないかと感じております。

ほかにも各地域を回っている中で、市長さん、葛城市で特別養護老人ホームを建ててほしいとお願いされたことがあります。その方に理由をお伺いすると、子どもに迷惑をかけたくないからというお答えがありました。私は、特別養護老人ホームがいけないと思っているわけではありませんが、本当に入所したいのですか、と問い直しますと、本当は長年住みなれた地域で住み続けたいと本音をおっしゃいました。実際には将来の介護も含めて、なれ親しんだ地域に住み続けるということは難しいのかもしれませんが、いかにしてこの大きな課題に取り組むべきなのかを考えたとき、先ほどの井戸端会議の効用が頭に浮かび、地域にコミュニティを再構築する場所をつくることができれば、諸問題解決の糸口を見つけることができるかもしれないとの思いに至りました。

そこで、思い描いたのがサテライト型のまちづくり構想でございます。サテライトとは、衛星という意味で、ここでは、庁舎から離れた市民の皆様にとって身近な施設である公民館分館や集会所などに庁舎機能の一部を持たせ、市民の皆様が気軽に集まることができる居場所づくりをしようとするものです。すなわち外山先生が説かれているところの井戸端づくりをすることによって、地域コミュニティを再生しようとするものであります。幸いにして、本市では自治体クラウドを導入したことにより、スムーズに公民館分館などへ住民基本台帳の端末を設置することができますし、そのことにより住民票や印鑑証明書の発行が可能になっております。このサービスに加え、移動手段の少ない地域などにおける買い物困難者への対応や健康管理、ひとり暮らしのお年寄りの生きがい対策や防災対応等、公民館分館など身近な施設を活用することによって、さまざまな可能性を見出すことができます。

以上のような大きな課題に対しては、本市だけで取り組むことは大変困難でありますので、平成24年度には新時代葛城クリエーション研究会を立ち上げて、シャープ、NEC、NTT西日本、近鉄ケーブルネットワーク、オムロンヘルスケア、イオンリテール、凸版印刷、大日本印刷などの日本を代表する優良企業との共同実証に乗り出したところでございます。この研究会の中では、最先端の技術を駆使しながら、実際に暮らしている人たちがどのようにすれば幸せになれるのかということ、実際の現場で確かめ合いながら、今の葛城市に、ひいては今の日本社会に本当に必要なシステムの構築を目指して、研さんを重ねております。

おかげさまで、平成24年度の総務省の補正予算において、その実証用の経費として1億円余りを確保していただきました。この補助金をもとに、寺口集会所とゆうあいステーションの2カ所におけるサテライト市役所の運営を初めとして、おかげさまサポートシステムの試験的な導入に伴う市民による情報伝達ツールの整備、買い物困難者への対応実証や健康サポートシステムの構築、第1次避難所での災害時対応強化等さまざまな趣向を、地域住民やボランティアスタッフ、企業の皆様のご協力により、進めさせていただいております。

この実証は、まだまだ緒についたばかりであります。先日視察においでくださいました総務省の方々から、これだけ実践的で市民の協力を得ながら進めている地域は他に例がない

と身に余るお褒めの言葉をいただきました。しかし、この事業はまだ着手したばかりであり、かつ今までの地方公共団体も取り組んだことがない事業ですので、まさに手探りで進めていかなければなりません。また、すぐに結果が出るというものではないだけに、市民の皆様に対して少しずつ浸透させながら、大きな輪を広げていけるように取り組んでまいります。

以上のような形で、高齢者やひとり暮らしの方々の課題に取り組む一方、どのようにして子育てのしやすいまちにしていくのか、また、種々の課題にはどのようにして対処していくのかにつきまして、ここからは平成26年度予算案を、新山下和弥ビジョンに基づいて、その一部ではございますが、ご説明申し上げます。

まず1番。子育て。葛城の宝、子どもたちを守ります。乳幼児等医療費助成の拡充。平成21年度から、入院と歯科診療に限定してではありますが、その助成対象を小学校就学前から小学校卒業時までとなるよう、制度の拡充を図ってまいりました。さらに、新年度からは、入院、歯科診療に加えて、通院も対象とした上で、中学校卒業時まで制度の拡充をいたしますので、子育て世代のご家庭にとって大きなサポートになるのではないかと考えております。

新・子育て世帯臨時特例給付金。4月からの消費税率引き上げに伴い、子育て世代への影響緩和や消費の下支えを図る目的で臨時的に給付されます。これは児童手当の上乗せではなく、臨時福祉給付金と類似の給付金として、併給調整をして実施いたします。支給対象者は平成26年1月分の児童手当受給者であって、支給対象児童1人につき1万円を、申請に基づき支給してまいります。

子どもたちの安全の確保。子どもたちが安心して学習できる教育環境の充実を図るため、當麻小学校南棟並びに新庄中学校南棟西校舎及び屋内運動場の大規模改造工事に取り組んでまいります。また、新庄北小学校附属幼稚園の耐震補強、大規模改造工事の実設計、磐城小学校附属幼稚園と當麻小学校附属幼稚園の木造園舎の耐震診断、補強基本計画の業務委託も進めてまいります。

学校教育の充実。公益財団法人日本サッカー協会が実施しておりますJFAこころのプロジェクト、夢の教室を新庄北小学校及び磐城小学校の5年生を対象とする委託事業として実施いたします。また、平成25年度から取り組んでまいりました葛城市の歴史や文化遺産等を学ぶことを取り入れた授業ですが、引き続き授業計画や実践を推進し、郷土を愛し、誇りとする心情や態度の育成を図ってまいります。

食育・食に対する安心感の向上と推進。食生活は生きる上での基本であり、知育、徳育、体育の基礎となるものであります。さまざまな体験を通して、食に関する知識と選択する力を習得し、健全な食生活を実践することが大変重要です。新年度も葛城市食育推進計画に基づき、乳幼児から少年期、成人期そして高齢者に至るまでのライフステージに応じた正しい食生活の推進を図ってまいります。保育所におきましては、乳幼児期の食習慣こそ食を営む基礎となるものであることから、引き続き、発育、発達段階に応じた豊かな食の体験の積み重ねができるよう取り組んでまいります。また、1人1人の発達段階に合わせた離乳食、症状にあわせたアレルギー除去食を提供し、保護者とも共通理解をしながら進めてまいります。給食は、できるだけ和食を取り入れた献立を中心に提供しながら、望ましい食習慣や食事の

マナー、食べ物の大切さや感謝の気持ちの育成等、発達段階に応じた食育の推進を、菜園、クッキング活動等の体験を通じて充実してまいります。

次に、幼稚園、小中学校の給食につきましても、給食の材料購入助成を引き続き行いながら、保育所と同様に食育の推進を図るとともに、今後も調理や献立に工夫を凝らし、安全でバランスのとれた栄養豊かで魅力ある給食を提供してまいります。そして、現在進捗しております給食センターの新設につきましては、平成27年度からの稼働に当たり、献立に関しては本市の職員である栄養士が、また調理に関しては業者委託によって提供していく方針でございます。さらに、食の安全、安心はもとより、これまで以上においしく、できるだけアレルギーにも対応した給食の提供ができるよう努力してまいります。

2、みんなの居場所をつくります。公民館等の更なる活用。ここで先ほどご紹介をいたしましたサテライト型のまちづくり構想につながってまいります。お年寄りや子育て世代、子どもたちの居場所、井戸端をつくろうとして、平成25年度から、本市社会福祉協議会を通じて始めた子育てサロンや生きがいサロンも参加地域が徐々にふえてまいりました。新年度は引き続き、より充実していくよう努力してまいります。さらに、寺口集会所やゆうあいステーションで平成25年度から試行的に進めておりますサテライト市役所も引き続き設置し、いかに経費をかけずによりよいサービスを提供していくか、また、そのためにはどのように運営していくべきなのか、などのテーマを追求しながら、誰でも、いつでも、気軽に訪れることができる居場所づくりを目指してまいります。また、幾つかの大字からもサテライト市役所の設置をとのお声をいただいておりますので、このようなご要望にどうやってお応えさせていただけるのかもあわせて検討してまいります。

コミュニティバスの充実。公共バスにつきましては、本市社会福祉協議会の協力により、ゆうあいバスとも連携することで、利便性の向上を図り、今後も利用状況や市民の皆様のご意見を参考に、より多くの方々にご利用いただけるよう努めてまいります。また、隣接する地方公共団体との連携に関しましても、団体間で協議を重ねているところでございます。

一方、県内の民間路線バスの運行は、マイカーの普及と長引く不況や少子高齢化等の影響から大変厳しくなっております。この問題を県内全体の問題とすることから、平成25年度に奈良県地域交通改善協議会が設立され、県内全ての市町村が参加して、今後の改善策が検討されているところであります。市内を走る民間路線バスは5路線が運行されておりますが、残念ながら、全ての路線が不採算により再検討を要する路線に指定され、今後、交通事業者と奈良県、関係する地方公共団体と協議を重ねながら改善計画を立てていかなければならない状況でございます。本市では、市民の皆様からのご意見をお伺いするとともに、協議会の設置も視野に入れ、今後の判断の参考にしてまいりたいと考えております。

3、何よりも命を守ります。地元で防災資材をストックします。職員が各大字に出向き、市民の皆様にご協力をいただきながら、2年間をかけて作成いたしました地域防災マップ、平成25年度末に配布する予定をしております。このマップには各大字の危険箇所や避難経路、避難場所等が記載されており、自分でパーソナル情報を書き込むことにより更に有効な防災マップになります。また、新年度は災害発生時に活躍が期待される自主防災活動を支援する

ため、各大字に発電機や投光器などの防災活動資機材の支給を行ってまいります。

よりよき施設管理を目指します。本市では合併以後、これまで市内全ての小中学校の地震補強工事を完了いたしました。しかし、本市には庁舎を初め多くの建築物があり、これからのような優先順位で施設の維持管理を行っていくのか、また耐震化を図っていくのかということを検討していかねばなりません。そこで必要になってくるのは、ファシリティマネジメントすなわち施設の維持管理に関する最適な運用手法というものです。本市が保有する全ての施設は、かつて全て市民サービスに必要なものとして建設され、今日まで維持管理をしてまいりました。その中には、建築基準法の耐震化基準が大きく改正された昭和56年以前の建物も30%程度含まれております。

建物というのは、建てた時点から劣化が始まり、鉄筋コンクリート造の建物でも、一般的には40年から50年の耐用年数であると言われております。本市が保有する多くの施設の維持管理をどのようにしていくのか、つまり改修しながら保有し続けるのか、建替えるのか、統廃合していくのか、といったカテゴリーごとに検討していかなければなりません。そのためにも、まず本市が保有する施設の現状、維持管理費も含めて施設ごとに把握し、分析することが肝要ですので、冒頭で申し上げましたとおり、平成25年度にファシリティマネジメント検討委員会を設置いたしました。

今後は市内の主要施設の現状把握を行った上で、分析に取りかかってまいります。その際、必ず考慮に入れておかなければならないのは、施設の維持管理とサービス提供の機能は別であるということです。これまでの時代は施設とサービス提供の機能が一致していましたから、求められるサービスの需要に応じた施設を建設してまいりました。しかし、種々の目的に応じた施設はほぼ充足いたしました。一転してそれら施設の老朽化も進んできた現在におきまして、サービスの提供をどこで行うのか、また、行えるのかという視点からも検討をすべきであると考えております。

一例を挙げますと、先ほどご紹介させていただきましたサテライト型のまちづくりを進めることによって、寺口集会所やゆうあいステーションでも、土日も含めて住民票や印鑑証明書の交付を受けることができます。これも市民窓口課の機能の一部移転と言えます。これまで、ほとんど市民サービスは庁舎を中心とした公共施設だけで提供してまいりましたが、その機能の一部を、民間施設や市民の皆様にとって最も身近な公民館分館や集会所等に持たせることによって、維持管理のコスト低減をさせることも可能であると考えております。

今後さまざまな手法や民間の方々の協力をいただきながら、よりよき施設管理を模索してまいります。また、十分に検討を重ねた結果、ぜひとも存続が必要であると判断された施設につきましては、耐震化や長寿命化などの手だてを講じてまいります。

4、どこよりも快適な住環境を目指します。環境にやさしい葛城市にしていきます。長年検討模索をしてまいりました新エネルギー等設置補助事業といたしまして、新年度から住宅用太陽光発電システムまたは家庭用燃料電池コージェネレーションシステムを設置された場合には、助成を行ってまいります。また、公共施設への再生可能エネルギーシステムの導入に関しましても、引き続き検討をしてまいります。

5、葛城市ってこんなにすごい。歴史遺産の活用で観光振興を図ります。冒頭で説明させていただきました収入増を図る施策の1つである観光業の育成振興でございます。本市には、国宝を8つも擁する當麻寺、相撲発祥の地であり相撲に関する有数の資料を整えている相撲館、製鉄文化の始まりで火と音楽の神様を祭っている笛吹神社、歴代の天皇には数えられておりませんが、女性初の天皇であった飯豊天皇陵、七夕の起源であると伝えられている棚機神社など、あまたの有形・無形の文化財や歴史遺産が存在します。

しかし、残念ながら観光客数は県内有数というわけにはいかず、当然のごとく、観光業で生計を立てておられる事業者の方もそれほど多くありません。なぜか。それはひとえに知名度の問題と、主要駅であるJR京都駅や県内の観光地である奈良市からの距離、特に時間距離が遠いことも大きな要因だと考えられます。では、どうすればこの問題を解決できるのかと考え続けておりましたが、これも解決のヒントをある場所でいただきました。

それは、岩手県で3年前世界遺産に登録された中尊寺金色堂を擁する平泉町長のお話をお伺いしたことがきっかけでした。その当時、平泉町には観光の目玉である世界遺産の中尊寺等の文化遺産を目当てに、年間200万人もの観光客が訪れていたそうですが、あいにく宿泊施設が少なく、その2%の4万人程度しか宿泊することができなかったそうです。それでもまちが観光業で潤っているのは、空港や主要駅がある花巻市や仙台市からバスで1時間半から2時間かけて来られ、バスターミナルでおりて中尊寺にお参りになる。帰りはバスターミナル近くのレストランで食事をしてから、その近くにある岩手県中のお土産を集めたお店で、たくさんのお土産を買って帰られる。そんなお話をお伺いしました。

私にとっては目からうろこが落ちるような衝撃でした。葛城市には宿泊施設がないから、京都から遠いからということで、観光地化は非常に難しい課題であると考えておりました。しかし、この平泉町長のお話がヒントになり、アイデア次第では解決の糸口が見つかるかもしれないと考えるようになりました。そして改めて気がついたのが、冒頭にも申しましたように、大阪市内や関西国際空港からのアクセスの良さでした。葛城市周辺に宿泊施設が少なくても、大阪にはたくさんのホテルがあるから、そこからお客様にお越しいただくことはできないかという考えに至りました。

そうなりますと、大阪からの観光客をいかにして呼び込むか、そのためにはどのようにして知名度を上げていくのかが次の課題になりました。そのとき、平成25年が竹内街道敷設1400年という記念の年に当たることがわかり、竹内街道沿道の12市町村府県で協議会の設置をすることになりました。この中で、他の市町村長さんをお願いをしましたのが、まず知名度を向上させようということでした。1つの地方公共団体ではマスコミにも注目されにくいし、余り費用をかけることもできませんので、いかに費用をかけずに知名度を上げるのかが大きなテーマとなりました。これも本市の観光アドバイザーの皆様や、近鉄を初めとした電鉄会社のご協力により、たくさんの方々に知っていただくことができました。また、幸いにしてJR東海の商業で當麻寺が紹介されたことにより、今までなじみの薄かった関東地域における知名度は抜群に上がりましたが、観光事業を推進していくためには、大きな拠点と観光を支えるための地域での盛り上がりが必要になってまいります。



そこでまず、その拠点の1つとして現在事業を進めております地域活性化事業を大いに活用し、市内はもとより奈良県中南部の観光情報を発信してまいります。また、県内を観光されたり、高速道路等を利用される方々にとって、特に大阪方面にお帰りになる場合には、高速道路でトイレ休憩ができる場所が余りございませんので、そのための休憩場所として、また、観光の最後にお土産をたくさんお買い求めいただくのにも、大いにご利用いただけるのではないかと考えております。

そして、海外にも積極的に情報を発信することができれば、関西国際空港との良好なアクセスを有効に利用することにより、多くの外国人観光客を誘致できる可能性も大きくなってまいります。それに加えて、市内でさまざまな体験型の観光ができるようにすることも、観光振興のための重要な方策の1つであると捉えております。そのためには、市民の皆様が積極的にかかわっていただくワークショップの開催がとても大切になってまいります。葛城市に誇りを持っていただきながら、観光に来られた方々に対するおもてなしの心を育てていただくためにも、どのようなワークショップを開いていくのかをしっかりと考えて実行してまいります。

新市建設計画の見直しについて。ここまで、本市の新年度予算にかかわる幾つかの項目について述べさせていただきましたが、ここで、新市建設計画の見直しについてのお願いとご理解をいただくためのご説明をさせていただきます。

平成16年10月1日に合併をして誕生した葛城市には、旧両町の代表者による協議の場である合併協議会で定められ、なおかつ両町の議会によって議決を得、葛城市となってからも議会の承認、議決をいただいた葛城市新市建設計画が存在します。今後、葛城市民にとって必要と思われる事業について定められたもので、10年間の事業年度が割り当てられておりました。この期間におきましては、国の合併支援として、普通交付税の合併算定替や合併特例債といった有利な起債を活用できるといった財源手当てが講じられてまいりました。最初の4年間、平成20年度までの事業の進捗状況はおおよそ8%程度で、主に小中学校の耐震化といった事業が中心でした。その理由は、子どもたちの安全を確保することを最優先にしたことと、国の三位一体の改革等によって、思っていたほど、交付税を初めとした財源を確保できなかったことも要因の1つと考えられます。

平成21年度から市長として責任を担うことになった私が決断をしなければならなかったのは、合併特例債の発行期限である平成26年度までに残された事業を進めるべきかどうかという大きな問題でした。そこで取り組んだのが新市建設計画の見直しで、優先順位をつけて、今でなくてもよい事業と他の予算を確保して進める事業等を選び、なおかつ合併時には必要なかったが、今市民のために着手しなければならない事業を選定し、議会に承認、議決を求めることでした。残された6年間で、市民のために有利な財源確保をしながら事業を進める。とても大変な選択をしたと思いますが、議会が深いご理解と高度な政治判断をしてくださったおかげで、前に踏み出すことができました。

さっそく、新クリーンセンター建設事業、磐城第二保育所建設事業、新庄小学校附属幼稚園改築事業、学校給食センター建設事業などのどうしても今取り組まなければならない事業

について、具体化し、国、県とも連携しながら進めてまいりました。これらの事業は、建築年次が古く、いずれ建替えや耐震補強が必要な施設でしたし、クリーンセンターや給食センターは市内に2施設保有していましたので、これぞ合併の効用ということで、進めることにいたしました。いずれの事業も事業費が大きく、国の補助金や市の単独予算だけではとても着手することができないものを、合併特例債という有利な財源を確保することにより、着手することが最善の方法でありました。

また、国鉄・坊城線整備事業は、当初、新市建設計画に含まれておりませんでした。住民の強い要望を受け、総務省、国土交通省、奈良県に陳情に出向き、事業の補助率を40%から55%に引き上げていただき、なおかつ合併特例債の発行を認めてもらうことで、最初は本市の単独費用額が約8億円だったものを、おおよそ2億円までに抑えることができました。

それに加えて尺土駅前周辺整備事業や地域活性化事業を具現化することにいたしました。これら2事業と国鉄・坊城線整備事業は、先ほど説明した新クリーンセンター建設事業などとは少し意味合いが違ってきます。これまで市が保有していた施設を整理統合する、耐震化を図る、建替えるのに有利な財源を確保するといったものではなく、これこそが葛城市の将来への設備投資をする事業であると考えております。

本市はまだまだ発展する要素を持っております。しかし、市外から葛城市に移り住みたい、工場等を建てたいと思っただけのようにするためには、インフラの整備を急ぐ必要があります。市内の近鉄電車の駅の中でも、乗降者数が最も多く、特急列車が停車し、市街化区域の中にあるにもかかわらず、駅前のロータリーがない尺土駅。工場地帯と国道24号線のバイパスに当たる地域にありながら、大型車両が通行できない国鉄・坊城線のJR架道橋。これらを整備することで、葛城市の魅力はもっと増すはずで

それに加えて、本市にとって大きな可能性を秘めているのが観光です。先ほど申しましたように、大阪市内や関西国際空港からのアクセスのよさと、国宝を有するすばらしい當麻寺があるなど、コンテンツを充実させながら、PRを上手に行っていけば、大いに観光客をふやしていくことは可能であると考えております。

また、本市が抱えている諸課題のうち、農業従事者の高齢化や山麓地域の過疎化、それに伴う14ヘクタールを超える耕作放棄地の増加等の問題に対しても、桑を初めとした特産品の植えつけによる耕作放棄地の解消、6次産業化によるブランド創出、それに従事する方々の雇用の確保、山麓地域の活性化等、大いなる可能性が地域活性化事業にはあります。

それに加えて、市民参加による店舗展開や販売する方々の雇用、商工農業に従事しておられる市民がチャレンジできる場所として、それを市が整備することによって、葛城市民のための施設が確保できると確信しております。さらに、集積した農産物でお弁当やお総菜をつくって、市内各所へデリバリーしていただければ、大変喜んでくださる方々もたくさんいらっしゃるはずで

また、そのような側面だけでなく、防災の拠点としても3.3ヘクタールの土地を有効活用するつもりであります。災害が発生した場合の食料などの集積場所として、その他さまざまなニーズにも応えられるような大いなる可能性を秘めた施設にできるよう事業を進めてまいります。

以上のように、市民の皆様にとって不可欠であるものとして進めてまいった事業でございますが、当初予定をしておりました平成26年度の完成が難しいと判断せざるを得ない事業が幾つか出てまいりました。事業化を計画したときから、用地買収を伴う事業につきましては、厳しい道のりであることは十分承知をいたしておりましたが、合併特例債という有利な財源を確保するためには、議員各位のご協力を得ながら進めてまいりました。そのような中、平成24年度には、総務省から合併自治体に対して、5年間の合併特例債発行期限の延長が伝えられました。これで余裕を持って事業の進捗ができると思ったものの、やはり当初の約束とおおり、平成26年度までに完成をさせるという強い意気込みで、延長することなくここまで進めてまいりました。

しかし、用地買収を伴う事業につきましては、どうしても困難な状況があり、平成26年度中には完了できない見通しとなってしまいました。つきましては、合併特例期間が延長された今、それぞれの事業の進捗に見合った年次の延長を国にお願いし、改めて葛城市発展にかける湧き上がる意気込みを持って、職員ともども一丸となり、これら事業を進めてまいる所存でございますので、いま一度、議員各位を初め市民の皆様のご理解とご協力をいただきますよう、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

このたび延長をお願いする事業は、全部で4つございます。最初は、新クリーンセンター建設事業でございます。用地は全て確保し、道路事業等の一部の進捗を見ているところでございますが、建設の変更などにより着工に遅れが生じております。新庄クリーンセンター跡地に建設を予定しております剪定枝等処理施設の建設工期も含めまして、平成29年度までの延長をお願い申し上げます。

次に、地域活性化事業でございます。いわゆる新道の駅と呼ばれる事業で、用地買収は80%程度完了しておりますが、残りの用地買収と建設事業にいま少し時間を要するため、平成28年度までの延長をお願いするものです。

次に、尺土駅前周辺整備事業と国鉄・坊城線整備事業の2つでございますが、それぞれ用地交渉の進捗のおくれにより、平成29年度までの延長をお願い申し上げます。

ただいま列挙いたしました4事業全てに全力を傾け、一日でも早く完成できますよう邁進してまいります。なお、葛城市新市建設計画の見直しのための議決でございますが、今後、各担当の常任委員会に事業計画の見直し案を含めてご説明申し上げ、財政計画の見直しとともに、12月議会での提出を予定いたしております。何とぞご理解いただき、ご協力賜りますようお願いを申し上げます。

ここまで、それぞれ重要な案件について、また、平成26年度の主要施策についてご説明してまいりましたが、時間的な制約もあり、ご説明申し上げられませんでした事業につきましては、平成26年度予算案と事項別明細書、予算案の概要をごらんいただきたいと存じます。

最後になりましたが、本年は葛城市が誕生して10年目の年に当たります。10月11日には記念式典を予定いたしておりますが、市を挙げてお祝いできますように、議会にもご相談を申し上げますながら、記憶に残る1年となりますよう、また、市民の皆様にとって自慢できるまちとなりますよう、職員ともども一丸となって全力で事業推進に当たることをお約束申し上げます。

私の施政方針演説とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

**西川議長** 施政方針は以上であります。

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午前11時17分

再 開 午前11時30分

**西川議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより議案審議に移ります。

日程第4、報第1号、葛城市土地開発公社の経営状況の報告についてを議題といたします。

本件につき、提出者の説明を求めます。

副市長。

**杉岡副市長** おはようございます。

それでは、ただいま報第1号で上程いただきました葛城市土地開発公社の経営状況の報告につきまして、お手元の平成26年度葛城市土地開発公社の予算書によりまして、ご説明を申し上げます。

まず最初でございます。1ページをごらんください。

第1条、平成26年度の葛城市土地開発公社の予算は次に定めるところによりまして、第2条、収益的収入及び支出の予算額は、収益的収入が4,863万5,000円、収益的支出は4,785万9,000円となっております。

次に、第3条、資本的収入及び資本的支出でございますが、資本的収入が1億7,744万8,000円、資本的支出が2億2,520万7,000円でございます。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額4,775万9,000円は、損益勘定留保資金をもって補てんするものとなっております。

次に、第4条、借入金でございますが、限度額を35億円と定めております。

次に、予算の内容の説明でございますが、4ページをお開きいただきたいと思います。平成26年度の事業計画書でございます。まず、取得事業の明細でございますが、尺土駅前周辺整備事業用地といたしまして、土地2筆2,216平方メートルで1億1,744万8,000円でございます。公有地の取得事業といたしまして5,000万円の枠取りを計上いたしておりまして、取得事業合計1億6,744万8,000円でございます。

次に、売却事業明細でございますが、尺土駅前周辺整備事業用地といたしまして、売却原価が土地2筆504平方メートルで4,775万9,000円、売却収益といたしまして4,847万5,000円でございます。売却事業合計も同額でございます。

次に、5ページにお移りいただきたいと思います。平成26年度の資金計画でございます。まず、受入資金でございますが、前期繰越資金が1億1,378万1,000円、公有地取得事業収益が4,847万5,000円、事業外収益が16万円、借入金が1億7,744万8,000円、受入資金合計が3億3,986万4,000円でございます。一方、支払資金でございますが、公有地取得事業費が1億7,744万8,000円、一般管理費が10万円、借入金償還金が4,775万9,000円、翌年度繰越資金が1億1,455万7,000円、支払資金合計が3億3,986万4,000円でございます。

次に、6ページの方をお願いいたします。平成26年度4月1日から平成27年3月31日までの予定損益計算書でございます。1番、事業収益では、公有地取得事業収益が4,847万5,000円、2番、事業原価の公有地取得事業原価が4,775万9,000円、差し引き事業総収益は71万6,000円でございます。3番、一般管理費では10万円で、事業損失も同額の10万円でございます。4番、事業外収益では、受取利息が1万円、雑収益が15万円で、事業外収益合計が16万円でございます。事業収益71万6,000円に事業外収益16万円を加え、事業損失10万円を差し引きまして、経常利益は77万6,000円、当期純利益も同額の77万6,000円でございます。

次に、7ページをお願いいたします。平成27年3月31日の予定貸借対照表でございます。資産の部では、流動資産の現金及び預金が627万円、公有用地が5,000万円、代行用地が5億4,047万6,000円、流動資産合計が5億9,674万6,000円、資産合計も5億9,674万6,000円でございます。

次に負債の部では、流動負債の借入金が4億7,718万9,000円、未払い金が0円でございます。したがって流動負債合計、負債合計も同額の4億7,718万9,000円でございます。次に資本の部では、資本金の基本財産が500万円、資本金合計も500万円でございます。

次に準備金では、前期繰越準備金が1億1,378万1,000円、当期純利益が77万6,000円、準備金合計が1億1,455万7,000円で、資本合計1億1,955万7,000円でございます。負債・資本合計は、上記資産合計と同額の5億9,674万6,000円でございます。

次に、8ページの方をお願いいたします。収益的収入及び支出予算の説明でございます。まず収益の部でございますが、公有地取得事業収益では公有地売却収益が4,847万5,000円、事業外収益の受取利息が1万円、雑収益が15万円で、収入合計は4,863万5,000円でございます。

次に、9ページをお願いいたします。続きまして、支出の部でございますが、事業原価といたしまして、公有地売却原価が4,775万9,000円、一般管理費の経費では需用費が5万円、負担金といたしまして2万円、公租公課は3万円で、経費の合計が10万円でございます。支出合計が4,785万9,000円でございます。

次に、10ページをお願いいたします。資本的収入及び支出予算の説明書でございますが、収入の部といたしまして、借入金で1億7,744万8,000円でございます。

次に、11ページをお願いいたします。続きまして、支出の部でございます。公有地取得事業費が1億7,744万8,000円、借入金償還金が4,775万9,000円で、支出合計が2億2,520万7,000円でございます。

恐れ入りますが、2ページの方にお戻りいただきたいと思っております。第1表の収益的収入及び支出予算でございますが、先ほど8ページと9ページでご説明いたしましたように、収入では事業収益4,847万5,000円と事業外収益16万円の合計4,863万5,000円で、支出では事業原価4,775万9,000円と一般管理費10万円の合計で4,785万9,000円でございます。

最後に3ページをお願いいたします。第2表の資本的収入及び支出予算も、先ほど10ページと11ページでご説明いたしましたように、収入は資本的収入で1億7,744万8,000円、支出では公有地取得事業費で1億7,744万8,000円と借入金償還金が4,775万9,000円で合計2億

2,520万7,000円でございます。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**西川議長** これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西川議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

なお、本件は法の規定により、報告のみでございますのでご了承願います。

次に、日程第5、議第1号から日程第9、議第5号までの条例の制定及び改正議案5議案を一括議題といたします。

本5議案につき、提案者の説明を求めます。

市長。

**山下市長** ただいま議題となりました議第1号から議第5号までの5議案につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

最初に、議第1号、消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについてでございます。

本案につきましては、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方税交付税法の一部を改正する法律が公布され、平成26年4月1日から消費税率が現行の5%から8%へ引き上げられることが閣議決定されました。それに伴い、本市の公共施設の使用料、上下水道の料金等についても、消費税等相当額の引き上げを行うため、関係条例を一括して改正する本整備条例を制定するものでございます。

平成26年4月1日から施行するものでございます。

次に、議第2号、葛城市税条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、市民税の減免の対象となる法人等の規定を追加するものでございます。平成3年の地方自治法の改正により、一定の手続によって自治会が法人格を取得し、そのことによって団体名で不動産等の登記ができるようになっております。現在のところ、本市におきましては、この法律による認可を受けた団体の法人設立届けはございませんが、今後を想定し、所要の改正を行うものでございます。また、特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人につきましても、同様に、現時点における該当団体の届けはございませんが、今後を想定し、あわせて所要の改正を行うものでございます。

交付の日から施行するものでございます。

次に、議第3号、葛城市社会教育委員に関する条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、第3次一括法の公布による社会教育法の改正に伴うものでございます。改正内容といたしましては、これまで社会教育法で定められていた社会教育委員の

委嘱の基準について、地方公共団体の条例で定めることとされたことに伴い、本条例を改正するものでございます。

平成26年4月1日から施行するものでございます。

次に、議第4号、葛城市福祉総合ステーション条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、市外居住者による福祉総合ステーションの施設の利用について、市内居住者と同伴する場合に限り、市内居住者と別額の使用料で使用できるとしていた規定を、利用者の増加を図るため、市外居住者だけであっても、市内居住者と同額の使用料で当該施設を利用できるとする改正を行い、あわせて使用料の消費税等相当額の引き上げを行うものでございます。

平成26年4月1日から施行するものでございます。

最後に、議第5号、葛城市水道事業の剰余金の処分等に関する条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、地方公営企業法施行令等の一部を改正する政令及び地方公営企業法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴い、毎事業年度水道事業において生じた利益剰余金及び資本剰余金の処分及び欠損の処理について必要な事項を定めることにより、水道事業の財政的基盤を確立し、もって水道事業の健全な運営に寄与することを目的に、本条例を改正するものでございます。

本市において、平成26年度から新会計制度に移行することにあわせ、平成26年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

**西川議長** これより質疑に入りますが、本5議案については一括質疑といたします。

質疑はありませんか。

白石栄一君。

**白石議員** ただいま上程され、市長の方から説明ありました議案のうち、議第1号の消費税及び地方消費税の改定に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについて、若干の質疑を行ってまいりたいと思います。

本年4月1日より施行されます消費税5%から3%引き上げて、8%になるわけですが、これに準じて本市の上下水道使用料や一般廃棄物の処理手数料等々を規定した16条例を改正し、消費税を転嫁しようとするものであります。そこで、お伺いしておきたいと思っております。この16条例の改正によって、使用料や手数料への消費税分の転嫁、これらが市民にどれほどの影響額があるのか、この点をまずお伺いをいたします。

さらに、個別にお伺いをしたいと思っております。水道使用料並びに下水道の使用料についても、お伺いしておきたいと思っております。さらに、全員協議会並びに常任委員会協議会等でご説明がありましたけれども、奈良県下の市町村の条例改正の現状を、本3月定例議会において条例改正をされるのか、あるいは、来年10月に10%にするわけですが、その来年の、そのときに改定をしようとしているのか、そういう点でどういう状況にあるか、お伺いを

しておきたい。このように思います。

**西川議長** 総務部長。

**山本総務部長** 失礼いたします。総務部の山本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、白石議員からのご質問、第1点目の影響額でございます。平成24年度の決算ベースで、それをもとに3%引き上げ転嫁した場合の影響額ということで試算させていただきますと、一般会計におきましては約230万円、下水道事業の特別会計での使用料につきましては約1,100万円、水道事業会計の水道料金での影響につきましては1,800万円、メーターの分担金での影響といたしまして190万円、約でございますが、影響額としてつかんでおるところでございます。

続いて、第2点目の、本消費税費引き上げに伴います県内12市の条例改正面での対応についてでございます。現在、聞いております県内12市の状況でございますが、昨年12月で提案なされたところ、また今3月議会の定例会で提案なされるところを含めまして、上下水道の料金につきましては、県内12市全てが改正をなされると聞いておるところでございます。

また、上下水道料金以外の各施設の使用料等の条例改正につきましては、そのうち9市が12月議会また今3月議会で提案される所と聞いており、残る3市につきましては現在もまだ検討中、今後改正の予定等と聞き及んでおるところでございます。

以上でございます。

**西川議長** 白石君。

**白石議員** 山本部長の方からご答弁をいただきました。

平成24年度の決算ベースにおきまして、一般会計においては230万円、水道使用料等においては1,800万円、メーターにおいて190万円、下水道使用料で1,100万円ということになります。合わせて3,200万円程度、市民の負担が、平成24年度ベースから考えたらふえるということになります。このたびの3%の引き上げによって、その他の増税を含めて8兆円に及ぶ史上空前の大増税が国民、市民に押しつけられたことになるわけでありまして。来年10月に10%となりますと、消費税額の増額は、総額で13.5兆円にも上るとこういうことでもあります。これまでの最大規模の増税は、ご承知のように平成9年、消費税が3%から5%に引き上げられたときでありますけれども、このときも所得税の増税とあわせて7兆円の増税がされたわけでありまして、それを超える史上最大の増税がこのたび行われようとしているわけがあります。

消費税というのはご承知のように、所得の低い人たちほど負担率が高くなる、これは当たり前のことでもありますけれども、家計調査のデータで見ますと平均年収238万円の世帯、これ勤労世帯の場合ですが、237万円ですから、月収が約17万円程度になるわけでありまして、税率が8%になることによって、5万7,500円余り負担がふえる。1カ月の給料の3分の1がとんでしまう。これが10%になると、半分以上がとんでしまう。こういう負担増になるわけでありまして。思い出していただきたいと思っておりますけれども、平成9年に橋本政権のときに3%から5%に引き上げました。当時、日本経済は回復基調にあり、これで国民は一定、回復基調に対して安心をしていたわけでありましてけれども、5%への引き上げによって本当



に長期にわたる大不況に陥って行ってしまった。こういう教訓があります。生前橋本さんは本当にあのときは失敗をしたとこういうふうに言われているわけであります。

ご承知のように、この20年間というのは、日本の経済は失われた20年、こういうふうに行われているわけであります。そんな中で、勤労者の平均収入は平成9年の448万円をピークに減り続けて、この16年間で70万円近く減っているんです。こんな中で3%引き上げていく、更に10%にしていく。こんなことになれば、これは本当に大変なことになる。というふうに思うわけであります。私は、また同じことを繰り返すのではないかとというふうに思います。

繰り返すもう一つの問題は、この消費税分については、そのときの、引き上げをした政権は口をそろえて、社会保障に全額充当します、先ほど説明がありましたように、社会保障の安定を図ると、こういうふうに行ってきたわけであります。しかし、この間、本当に社会保障が充実をされたのか。社会保障にその財源が充てられてきたのか。そういう実感は、国民、市民は全く持っていない。国保にしても、本当に厳しい財政状況が延々と続いている。さらに、後期高齢者医療制度がつけられて、より厳しい医療制度が創設されてきた。介護保険も介護サービスと保険料がリンクをする。こんな制度によって、当初言われていた誰もがサービスが得られて、いつでも使えるんだ、そんな状況にはなっていない。年金はどんどん減ってきている。障害者の福祉は、収入に応じて利用料を払わなければならない。こういう応益負担が導入されてきた。全く、社会保障が充実、安定を図るための財源として機能してきていない、というのが本当にこれが、国民、市民の実感だろうというふうに思うわけであります。これは当然そうならざるを得ないわけです。平成19年の消費税の増税のときから考えても明らかなんです。平成9年以降、その後の17年間で消費税の税収は累計84兆円ふえているんです。しかし、一方でそれ以外の税、法人税、法人事業税等が減税される。あるいは、景気の低迷による経営悪化によって、税収が194億円も減っているんです。結局その17年間で、税収は110兆円もマイナスになっている。これでは、当然社会保障の分野に予算が全て回すなんて言っても、そうならないし、全く信用できないということです。今回の増税はまた同じことを繰り返す、こう言わざるを得ない状況です。

そこで、私はお伺いをしたい。地方自治体というのは、住民福祉の向上を図ることを1つ、一番大きな役割となっています。きょうの奈良新聞を見てみますと、28都府県が消費税の増税に当たって緩和対策をやられています。当然、政府もやられているわけでありますけども、奈良県は商品券を発行するとか、あるいは山形県では住宅リフォームの補助をするとか、こういう形で緩和策をやられているわけであります。そこで、地方自治体の役割というのは、まさに住民福祉の増進を図ることですので、国の施策がどうであれ、住民に一番身近な自治体として、国がこういう増税を押しつけることに対してその防波堤となって、やはり市民の暮らしや経営を守っていく、こういうことが、私は、求められると思うんです。こういう点で、地方自治体として、市として、このたびの引き上げに際して、住民が負担がふえるということに対して、どのような緩和策なり、消費税の転嫁を丸々やろう、あるいは、来年10月まで様子を見よう、こういうことが検討されたのかどうか、この点、理事者にお伺いをしたい。このように思います。

西川議長 市長。

山下市長 この今回の消費税等、議第1号を上げさせていただくに当たって、いろいろと各課、また財政当局と話をしながら、特に使用料とかそういうものについて直接消費税にかかわる分についてはいただく、ただ金額が少ないもの等に、三百数十円の使用料等のものに関しましては、ここは激変してはいけないということで、その分の転嫁はやめておこうというようなことをいろいろと事例ごと、また、今回16件上げさせていただく中で、それぞれどうしていくべきなのかということ話し合いながら今回進めさせていただいたわけでございます。

緩和策というのは、葛城市内での商工業者、またそれを使用される住民に対してということであろうと思いますけれども、今のところ商品券を発行したりと、そういうようなことは考えておりませんが、またいろいろとアイデアをいただき、また葛城市の財政状況を見ながら、できることがあるのかということは考えてまいりたいというふうに思っております。

西川議長 白石君。

白石議員 最後でありますけれども、市長からご答弁をいただきました。実際に、個々の使用料や手数料の転嫁の問題については、どうするかということについては考えたということでありまして、緩和策等、あるいは見送る等々、実際に議論されていた形跡がないし、また全員協議会、あるいは常任委員会協議会の中の報告でもそういう経過はお聞きしておりません。聞いているのは、国はしかるべき手数料、使用料等において消費税分を転嫁すべきだと、しなさいという指導を3回受けたということでありまして、それらをいわば本当に忠実に守ってやってきたということではないかと推測をするわけでありまして。

私は、新庄町時代から議員をしておりましたが、思い出して、その当時の議論あるいは討論をしてみると、平成元年の消費税の改定のときに、これは影響の少ない社会教育施設等々の使用料の値上げ等は、これは実際実施されています。しかし、非常に影響の大きい水道料金については、料金改定はされているけれども、実際には消費税分は転嫁はされていない。平成9年も同様であります。平成6年に第7次拡張計画に伴う起債の償還、企業債の償還あるいは償却費の増嵩によって従量制を導入したという経緯はあるけれども、消費税の導入あるいは引き上げによってその分を転嫁をするという議論はされていませんでした。しかし私は、社会教育使用料等々の引き上げについてもやはり検討すべきだと、こういうふうに求めました。そんな中で、私の討論をしてみると、当時どうなっていたかということ、県下47町村の中で、全面転嫁を強行したと、新庄町を含めて4町村ということだったんですね、そのとき。今回は12市は、来年の10月を含めて本当に転嫁をするという方向で来ています。これは、国の強力な指導によるものだというふうに思いますけれども、当時は47町村の中で全面転嫁をしたのは、新庄町を含め4町しかなかったんですね。そういう住民負担が大幅にふえるということで、行政も議会も議論をしてやってきた。社会教育施設等の、これはもう本市では、事実上市民は負担がないわけで余り影響がなかったわけですが、問題の水道料金、公共下水道料金についても負担転嫁をすることに、この間も内税としてやっぱりやってきたわけです。しかし、今回はまさに外税で丸々消費税を徴収しよう、こういうことになっ

ているわけでありませぬ。

私は、消費税の導入時、あるいは平成9年の増税時、やはり行政や議会が本当に真剣に議論をして、市民生活に大きな影響を与えるものについては、やはり転嫁を見送ってきたという、そういう経過があるわけです。経営努力の中で、水道事業等については、消費税を納めてきた。こういう経過があるわけです。そういう意味でこのたびの本条例改正については、本当に市民にそういう重い転嫁がかかってくる。地域経済に大きな影響を及ぼす。ひいては日本経済が大変な状況になる。そういう認識そのものが欠落をしているのではないか。市民生活をどのように支え、本当によりよいものにしていくかというところが議論されていなかったと言わざるを得ないわけでありませぬ。

これをもって、私の質疑を終わっておきたいと思ひます。

以上です。

**西川議長** ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西川議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第1号及び議第2号の2議案については、総務建設常任委員会に、議第3号、議第4号及び議第5号の3議案については厚生文教常任委員会にそれぞれ付託し、審査を願ひます。

次に、日程第10、議第6号から日程第15、議第11号までの平成25年度各会計補正予算6議案を一括議題といたします。

本6議案につき、提案者の説明を求めます。

市長。

**山下市長** ただいま議題となりました議第6号から議第11号までの6議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

最初に、議第6号、平成25年度葛城市一般会計補正予算(第4号)の議決についてでございますが、本案につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5億9,626万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ191億3,116万8,000円とするものでございます。

主な補正内容につきましては、今年度における予算の執行状況を把握した中での不用額等の減額、當麻小学校南棟大規模改造事業、新庄中学校南棟西校舎及び屋内運動場大規模改造事業、農業基盤整備促進事業等国の1号補正予算に伴う事業の追加、その他事業費の確定に伴う国・県支出金等の額の調整等を行うものでございます。

第2条では、繰越明許費の補正といたしまして、保育所緊急整備事業、地域循環型社会形成推進事業、農業基盤促進整備事業、農地有効活用促進事業、県営ため池等整備事業、道路新設改良事業、尺土駅前周辺整備事業、国鉄・坊城線整備事業、地域活性化事業、地域連携推進事業、吸収源対策公園緑地事業、公園住宅等ストック改善事業、當麻小学校南棟大規模改造事業、新庄中学校南棟西校舎及び屋内運動場大規模改造事業の14事業の追加をお願いするものでございます。

第3条では、地方債の補正をお願いするものでございます。

次に、議第7号、平成25年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の議決についてでございますが、本案につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ288万5,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ42億5,355万9,000円とするものでございます。

補正内容につきましては、高額医療費共同事業拠出金の減額及び保険財政共同安定化事業拠出金の追加でございます。

次に、議第8号、平成25年度葛城市下水道事業特別会計補正予算（第2号）の議決についてでございますが、本案につきましては、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ6,130万8,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ15億3,792万1,000円とするものでございます。

主な補正内容につきましては、今年度における予算の執行状況を把握した中での不用額等の減額、下水道事業費の確定に伴う国庫支出金等の減額、大口使用者の汚水量の減少に伴います下水道使用料の減額、流域下水道維持管理負担金の減額でございます。

次に、議第9号、平成25年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第3号）の議決についてでございます。本案につきましては、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1億3,080万円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ4億8,087万4,000円とするものでございます。

主な補正内容につきましては、今年度における予算の学校給食センター建設事業に伴う測量設計等委託料及び工事請負費の執行状況を把握した中での不用額等の減額でございます。

次に、議第10号、平成25年度葛城市霊苑事業特別会計補正予算（第1号）の議決についてでございますが、本案につきましては、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,261万6,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ3,028万4,000円とするものでございます。

主な補正内容につきましては、霊苑使用料及び基金繰入金の減額、工事請負費及び積立金の減額でございます。

最後に、議第11号、平成25年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）の議決についてでございますが、本案につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ379万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ3億569万円とするものでございます。

補正内容につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金の追加でございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

**西川議長** これより質疑に入りますが、本6議案については一括質疑といたします。

質疑はありませんか。

白石栄一君。

**白石議員** ただいま上程されております議第6号の平成25年度葛城市一般会計補正予算（第4号）について、若干お伺いをしておきたいと思っております。

8ページの第2表、繰越明許費補正の追加であります。合計21億825万6,000円が翌年度に繰り越されるということであります。そのうち、国の1号補正に伴うものについては、これは緊急経済対策なり、先ほど議論した消費税の3%増税による影響を緩和する、こういう施策の中で出てきたものであって、これは一定やむを得ないものと、このように思います。しかし、その他の14事業のうち7事業について翌年度に繰り越して執行されるという、どのような理由によるものか。当然、会計年度独立原則の例外として繰越明許費が認められているということは当然でありますけれども、それぞれその法の規定の要件にどのように合致をしているのか、その点をお伺いをしておきたい。このように思います。

**西川議長** 保健福祉部長。

**山岡保健福祉部長** 保健福祉部の山岡でございます。ただいまの繰り越しの分でございますが、児童福祉費の保育所緊急整備事業の分でございます。この分につきましては、華表保育園の園舎建替えによるものでございます。当初、平成25年度3月の完成を予定しておりましたが、開発許可申請の許可の遅れ、それと消費税増税に伴います駆け込み需要による建築資材の不足及び職人の不足によるものでございまして、完成が遅れる予定で、それに伴います負担金として完成後に全額払うということになりますので、全額繰り越しとなるわけでございます。

**西川議長** 市民生活部長。

**生野市民生活部長** 4款2項清掃費、地域循環型社会形成推進事業の600万円についてでございますが、これにつきましては、新クリーンセンター建設の進入路の道路工事部分の用地買収が1件できておりません。それに伴います用地買収と補償に伴う分の600万円でございます。

以上でございます。

**西川議長** 都市整備部長。

**矢間都市整備部長** 都市整備部の矢間です。よろしく申し上げます。

6款土木費2項道路橋りょう費でございますけれども、道路新設改良費2,450万円を繰り越しさせていただこうと思っております。主なものとしましては、既に請負契約を締結し、実施しております3件の道路改良工事の繰り越しをお願いするものでございます。

次に、尺土駅周辺整備事業4億5,040万円を繰り越しさせていただくものでございますけれども、本件につきましては、工事請負費の1,500万円、また用地費及び補償費で4億3,540万円を繰り越しさせていただくもので、残りの未契約分の執行を今後予定しております。

次に、国鉄・坊城線整備事業9,920万8,000円の繰り越しをお願いするものでございますけれども、これにつきましては、道路改良のための工事費3,733万3,250円、また、道路用地並びに補償費で6,100万円を繰り越しさせていただくもので、残りの未契約分の執行を予定しております。

次に、地域活性化事業6億324万4,000円の繰り越しをお願いするものでございますけれども、これにつきましては、未買収地の用地費及び補償費で2億7,145万7,000円と、用地補償費のおくれによる工事費なんですけれども、これにつきましては2億4,478万7,000円を繰り越しをお願いするものでございます。

次は、吸収源対策公園緑地事業でございますけれども、7,830万円の繰り越しをお願いす

るものでございます。主なものとしましては、現在契約済みでございます兵家地区の工事費及び今在家地区の用地費並びに補償費の繰り越しをお願いするものでございます。

以上です。

**西川議長** 白石君。

**白石議員** それぞれ部長からご答弁をいただきました。

これは当然、常任委員会に付託されて詳細に審査されるものというふうに理解しておりますので、これ以上お伺いはいたしませんけれども、この間、毎年この繰越明許費の補正が本年3月の定例議会に提案をされている。これは会計原則の例外として、私どもも当然認められるべきものだというふうには思いますけれども、しかし、本当に何年もこういうことが継続をして予算措置されるということについては、やはり議会や常任委員会等がどういうふうな事業や予算の審査をしていたのかということが問われるわけであります。その点も踏まえ、この措置をされたことというふうには承知をしておりますけれども、やはり改めて、議会として一旦議決したものがこういう結果になっているということを踏まえ、付託された常任委員会では十分な審査をしていただくことを求めている、このように思います。

以上であります。

**西川議長** ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

**西川議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております6議案につきましては、各常任委員会へ付託いたします。総務建設常任委員会には議第6号の関係部分を、厚生文教常任委員会には議第6号の関係部分、議第7号、議第8号、議第9号、議第10号及び議第11号の6議案をそれぞれ付託し、審査を願います。

次に、日程第16、議第12号から日程第25、議第21号までの新年度予算10議案を一括議題といたします。

本10議案につき、提案者の説明を求めます。

市長。

**山下市長** ただいま議題となりました議第12号から議第21号までの10議案につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

最初に、議第12号、平成26年度葛城市一般会計予算の議決についてでございますが、予算の総額は170億7,000万円でございます。前年度当初予算額と比較いたしますと13億9,600万円、率にして7.6%の減となっております。

主な事業といたしましては、地域循環型社会形成推進事業、道路新設改良事業、国鉄・坊城線整備事業、地域活性化事業、吸収源対策公園緑地事業などとなっております。

また、歳出の性質別経費での構成比につきましては、人件費、扶助費、公債費の義務的経費が37%、普通建設事業費などの投資的経費が17.9%、繰出金、物件費などその他の費用が45.1%となっております。

歳入につきましては、市税では39億3,794万1,000円で、前年度比1.8%の増、地方交付税

では40億8,700万円で、前年度比5.6%の伸びを見込んでおります。

また、基金の繰入金といたしまして9億801万5,000円を計上いたしております。

次に、第2条の債務負担行為につきましては、葛城市土地開発公社の債務保証限度額を35億円と定めるものでございます。

第3条の地方債につきましては、合併特例事業ほか6事業の起債の限度額を37億5,990万円と定めるものでございます。

第4条の一時借入金につきましては、借り入れの限度額を35億円と定めるものでございます。

第5条の歳出予算の流用につきましては、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる範囲を定めるものでございます。

次に、議第13号、平成26年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決についてでございますが、予算の総額は43億3,900万円でございます。前年度当初予算額と比較いたしますと2億3,600万円、率にして5.8%の増となっております。

歳出の主なものといたしまして、保険給付費で30億966万2,000円、後期高齢者支援金等で5億6,859万8,000円、介護納付金で2億3,062万5,000円、共同事業拠出金で4億7,195万1,000円、特定健康診査・特定保健指導を含め、保健事業費として3,438万9,000円となっております。

これらの財源には、国民健康保険税、国庫支出金、県支出金、前期高齢者交付金、共同事業交付金、一般会計繰入金などを見込んでおります。

また、第2条の一時借入金につきましては、借り入れの最高額を1億円と定めるものでございます。

第3条の歳出予算の流用につきましては、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる範囲を定めるものでございます。

次に、議第14号、平成26年度葛城市介護保険特別会計予算の議決についてでございますが、保険事業勘定では予算の総額は21億5,200万円でございます。前年度当初予算額と比較いたしますと1億5,740万円、率にして7.9%の増となっております。

歳出の主なものといたしましては、保険給付費で20億5,500万円、地域支援事業費で5,720万円となっております。これらの財源には保険料、国庫支出金、県支出金、支払基金交付金、一般会計繰入金などを見込んでおります。

また、介護サービス事業勘定では、予算の総額は2,820万円でございます。前年度当初予算額と比較いたしますと100万円、率にして3.4%の減となっております。

歳出の主なものといたしましては、サービス事業費で1,804万9,000円となっております。これらの財源には、介護予防サービス費収入、一般会計繰入金などを見込んでおります。

また、第2条の地方債につきましては、介護保険事業費の起債の限度額を670万7,000円と定めるものでございます。

また、第3条の一時借入金につきましては、借り入れの最高額を7,000万円と定めるものでございます。

第4条の歳出予算の流用につきましては、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる範囲を定めるものでございます。

次に、議第15号、平成26年度葛城市下水道事業特別会計予算の議決についてでございますが、予算の総額は15億1,900万円でございます。前年度当初予算額と比較いたしますと8,000万円、率にして5.0%の減となっております。

歳出の主なものといたしましては、総務費で3億3,337万9,000円、公共下水道事業費で1億2,964万7,000円、公債費で10億5,597万4,000円となっております。これらの財源には下水道使用料、国庫支出金、一般会計繰入金、地方債などを見込んでおります。

また、第2条の地方債につきましては、下水道事業債の限度額を1億940万円と定めるものでございます。

第3条の一時借入金につきましては、借り入れの最高額を5億5,000万円と定めるものでございます。

次に、議第16号、平成26年度葛城市学校給食特別会計予算の議決についてでございますが、予算の総額は16億8,100万円でございます。前年度当初予算額と比較いたしますと10億8,020万円、率にして179.8%の大幅な増となっております。

歳出の主なものといたしましては、給食材料費で1億8,804万2,000円、学校給食センター建設事業費で13億8,835万1,000円となっております。これらの財源には学校給食負担金、国庫支出金、一般会計繰入金などを見込んでおります。

また、第2条の一時借入金につきましては、借り入れの最高額を1,000万円と定めるものでございます。

次に、議第17号、平成26年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計予算の議決についてでございますが、予算の総額は80万円でございます。前年度当初予算額と同額となっております。

歳出の主なものといたしましては、貸付金回収管理組合への負担金で10万6,000円、一般会計繰出金で65万1,000円となっております。これらの財源には貸付金回収管理組合配分金を見込んでおります。

また、第2条の一時借入金につきましては、借り入れの最高額を100万円と定めるものでございます。

次に、議第18号、平成26年度葛城市霊苑事業特別会計予算の議決についてでございますが、予算の総額は1,260万円でございます。平成26年度は墓地の公募がございませんので、前年度当初予算額と比較いたしますと3,030万円、率にして70.6%の大幅な減となっております。

歳出の主なものといたしましては、緑化植栽等管理委託料で103万9,000円、積立金で885万7,000円となっております。これらの財源には、霊苑管理料などを見込んでおります。

また、第2条の一時借入金につきましては、借り入れの最高額を1,000万円と定めるものでございます。

次に、議第19号、平成26年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決についてでございますが、予算の総額は1,708万4,000円でございます。前年度当初予算額と比較い



たしますと444万3,000円、率にして20.6%の減となっております。

歳出の主なものとしたしましては、職員給与等で700万1,000円、介護認定審査会委員報酬で438万円、障害支援区分判定審査会委員報酬で90万円となっております、これらの財源には、介護認定審査会共同設置負担金、介護保険特別会計繰入金などを見込んでおります。

次に、議第20号、平成26年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決についてでございますが、予算の総額は3億2,540万円でございます。前年度当初予算額と比較いたしますと2,350万円、率にして7.8%の増となっております。

歳出の主なものとしたしましては、後期高齢者医療連合納付金で3億2,246万3,000円となっております。これらの財源には後期高齢者医療保険料、一般会計繰入金などを見込んでおります。

最後に、議第21号、平成26年度葛城市水道事業会計予算の議決についてでございますが、本案につきましては、平成26年度の業務予定量としたしまして、給水戸数が1万3,662戸、年間総配水量は465万5,000トンを予定しております。

収益的収入は8億4,519万5,000円、収益的支出は7億334万5,000円でございます。支出の主なものとしたしましては、県水受水費を含む原水及び浄水費で2億8,764万8,000円、総係費では8,413万6,000円、減価償却費で2億1,862万円となっております。

次に、資本的収入は200万円、資本的支出は3億5,009万円でございます。不足する3億4,809万円につきましては、損益勘定留保資金などを補てんを予定しております。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

**西川議長** これより質疑に入りますが、本10議案については一括質疑といたします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西川議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。

ただいま議題となっております議第12号から議第21号までの10議案については、8人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西川議長** ご異議なしと認めます。よって、議第12号から議第21号までの10議案につきましては、8人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後0時32分

再 開 午後2時36分

**西川議長** 引き続き、会議を開きます。

先ほど設置されました予算特別委員会委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり、議長において指名をいたします。

なお、委員長、副委員長につきましても、委員会条例第8条第1項の規定により、休憩中に予算特別委員会を開き、選任いただいておりますのでご報告をいたします。

予算特別委員会委員長、朝岡佐一郎君、同じく副委員長、岡本互司君。

以上でございます。

これで、本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議はお手元の日程表のとおり、11日、12日、25日、それぞれ午前10時から本会議を再開いたしますので、9時30分にご参集願います。

なお、13日午前9時30分から総務建設常任委員会が、14日午前9時30分から厚生文教常任委員会が、17日及び20日は午前9時30分から、18日、19日は午後1時からそれぞれ予算特別委員会が開催されますので、委員各位におかれましては、日程表の日時に審査をよろしく願います。また、12日の本会議終了後、議員全員協議会を開催いたしますので、よろしく願います。

皆様方には、早朝より慎重にご審議を賜りましたこと、厚く御礼を申し上げます。

本日はこれにて散会をいたします。

散 会 午後2時38分